

第5章 保存構想

1. 本章の目的と構成

福山市では、2000（平成12）年9月27日に福山市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、2008（平成20）年3月31日に福山市鞆町伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。その後は、1998（平成10）年6月1日に制定した福山市鞆地区町並み保存整備推進事業基本要綱及び同補助金交付要綱に基づく修理修景事業を行ってはきたものの、上記保存条例第4条に規定される保存計画を策定せずに、今日に至っている。

本章では、既存の調査報告書の内容と本調査研究の成果を合わせ見ながら、保存計画の基礎となる考え方を次の項目に沿いながらまとめることとする。

- 伝統的建造物群保存地区の制度とまちづくり
- 鞆の浦の歴史的風致の特性と福山市鞆町伝統的建造物群保存地区
- 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区の保存対策

2. 伝統的建造物群保存地区の制度とまちづくり

2-1 伝統的建造物群保存地区の現況

2017（平成29）年3月1日現在、伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という）の数は43道府県96市町村に所在する116地区、うち、国が選定する重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」という）は43道府県94市町村に所在する114地区である。

伝建地区制度は、歴史的な集落・町並みを残したいとする住民の意欲と地元自治体の取り組みを支援するため、1975（昭和50）年の文化財保護法改正で創設された。集落・町並み保存は、その歴史をたどれば、高度経済成長を目指す中で生じた自然環境や生活環境の破壊、歴史的建造物の破壊、地方の過疎化に伴う地域社会の衰退といった様々なゆがみを是正しようと、住民や地方公共団体が取り組みを起こしたことに端を発する。

それ故、伝建制度創設当時は、保存と開発は対立するものとする考え方方が社会に根強く、制度の意義が的確に理解されない状況もみられた。しかし、初期の町並み保存運動が成果を表し、地域の個性を活かしたまちづくりや観光振興への期待が高まる中で、伝建地区制度はその実効力ある手法の一つとして捉えられつつある。

2-2 伝統的建造物群

伝建地区制度の中心を成すのは、文化財保護法で文化財の一つとされる「伝統的建造物群」である。これは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義されている。「伝統的」という表現は、その土地の歴史や気候風土に応じて、暮らしや産業、建築技術や材料、都市基盤施設等が変化、発展してきた時代の幅を許容するものと考えられている。

例えば、鉄筋コンクリートや鉄骨、工場で大量生産される部材等が普及する以前として、江戸時代から戦前までに建てられた建築物であることを伝統的建造物の基準としている市町村もあれば、現在でも伝統的な木造家屋が建てられているため、築後50年以上経った建築物であることを伝統的建造物の基準としている市町村もある。また、統一的な外観や構造形式を持つものだけではなく、近代の発展を示す洋風建築や近代建築を伝統的建造物に含めている市町村も見られる。

一定の時代幅の間の建物を、建築年代ごとに順序立てて見てみると、町や集落が拡大していく様子や、

家屋の間取りや高さが変化していく様子、意匠が発達していく様子等を知ることができる。また、地形や気候に対応するため、時代を超えて変わらずに継承されてきた建築の慣習（例：向き、屋根形状、配置等）を知ることができる。

このように、集落・町並みの時代毎の変化や、その中で形成されてきた特性や趣等を示す一群の建造物を一つの文化財として捉えることが、伝建地区制度の特徴の一つである。

2－3 伝建地区制度の仕組み

伝建地区的地区決定及び重伝建地区の選定の流れは、次のとおりである。まず、市町村（教育委員会を含む）が、保存対策調査を行い、保存条例を定め、伝建地区の決定及び保存計画の策定を行う。次に、市町村からの申出に基づき、以下の選定基準に照らして国にとって価値が高いと判断されたものを、文部科学大臣が重伝建地区に選定する。選定によって、国は、市町村の取り組みに財政上や税制上の支援を行うことが可能となる。

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

このような仕組みをとるのは、どのような集落・町並みも、地区住民及び地元自治体が共に保存の意志を持たない限り、それを持続的に維持し、発展させることが困難だからである。重要文化財や史跡等のように文化財を厳選して指定することが主流であった昭和50年の制度制定当時、市町村の申出に基づき国が文化財を選定する方法を導入したことは、コペルニクス的発想の転換であったと言われている。伝建地区の決定にあたり、市町村は、伝統的建造物である建築物や工作物とともに、これらと一体的に歴史的風致を成している樹木や庭園、池、水路、敷地や道路の形状（例：枠形）等を「環境物件」として特定する。伝建地区の範囲は、伝統的建造物群と環境物件のまとまり、歴史的なまとまり、景観的なまとまり、集落や字の区画、自治会や町内会といった住民のまとまり等を踏まえながら決めるのが通例である。

伝建地区は、都市計画法に基づき都市計画に定められるが、都市計画区域や準都市計画区域の外では、保存条例に規定される手続きに即して定められる。建造物の伝統的な特性と周囲の環境との一体性を明らかにし、これを尊重した都市の開発を行う計画区域として定めるのが伝建地区である。保存に向けての地元の総意がまとまれば、これを文化財保護と都市計画の両面から行政上の手続きにのせていくことも、この制度の特徴である。

地区の特性によっては、建築基準法が、伝統的建造物の保存や伝統的建造物群と一体を成す町並みの形成に馴染まないこともある。その場合、市町村は、条例を制定し、伝建地区的保存に必要な範囲で構造、防火、採光や換気、道路内での建築制限、建蔽率、容積率等に関する建築基準法の制限を緩和することができる。

2－4 許可基準と保存計画

市町村は、また、伝建地区的保存のため、現状変更の規制及び、保存に必要な措置を定める。前者は「許可基準」、後者は「保存計画」としてまとめられる。

許可基準は、文化財保護法施行令に示される基本的な考え方に基づき作成されるが、伝統的建造物群や歴史的風致の特性に応じて、その具体的な内容は伝建地区毎に異なる。許可権限者は市町村長及び教育

委員会であるが、保存条例で定める伝建地区では教育委員会のみとなる。

許可基準が規制の内容を示す一方、保存計画は整備の方針を示すもので、主として保存の基本方針（伝統的建造物群や歴史的風致の特性の記述を含む）、伝統的建造物及び環境物件の特定の基準とその一覧、保存地区内の建造物の保存整備計画、保存地区の環境整備計画（防災、案内板、公開施設等）、所有者への助成措置等で構成される。

このうち、「保存地区内の建造物の保存整備計画」は、伝統的建造物の保存修理の指針となる「修理基準」、一般建築の改修や新築時の指針となる「修景基準」、環境物件の修理や整備の指針となる「復旧基準」から構成される場合が多く、これらは市町村による経費補助の要件として用いられている。

住民の生活や営業活動と保存との両立を図る必要があることから、建造物の現状変更規制は、位置、規模、形状と、外観の意匠や色彩が対象とされる。それゆえ補助対象も主として外観となるが、基礎、構造、小屋組等、外観と密接に関連する内部も含まれるため、補助事業により構造の健全性を回復できることも、伝建地区制度の特徴の一つである。防火等のための防災事業の実施と共に、毎年行う修理事業や修景事業を通じて構造の強化を図り、保存を災害に対する強さに結びつけていくための努力も行われている。

2－5 伝建地区制度とまちづくり

伝建地区制度は、現状変更規制や補助事業の実施等によって「物」を守る取り組みに終始するものであり、まちづくりをする「人」を伴って効果を成す。

長野県南木曽町の妻籠宿は、江戸時代に中山道の宿場町として賑わったが、明治期以降は衰退の一途をたどった。木曽の山中にあって耕地は少なく、山林の多くは国有林で、電力会社が川の水利権を持ち、これといった産業を生み出せぬまま昭和30年代を迎えると、高度経済成長に伴う若者の流出で過疎化が深刻化した。一縷の望みにかけて1968（昭和43）年から町並み保存の事業に着手し、住民憲章をつくり、まちづくりに取り組んできた結果、現在では日本有数の観光地である。

岐阜県白川村の荻町は、かつて日本の三大秘境の一つと言われていたが、集落保存の取り組みが世界遺産登録に結びつき、東海北陸自動車道が開通して自動車でのアクセスが向上し、現在では国内外の多くの人々が訪れている。荻町では今も年末の大寄合で町の重要事項が話し合われ、意思決定がなされている。交通渋滞、来訪者用駐車場等の問題も、行政と共に検討し、状況は改善に向かいつつある。

南木曽町妻籠宿、白川村荻町共に、1976（昭和51）年に選定された最初の重伝建地区である。集落・町並みは変わらぬ一方、住民によるエリアマネジメントは成熟し、観光地化しながらも外部資本に翻弄されない毅然とした地域社会の姿がある。

少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、保存地区の活気を維持していくことは容易ではない。皆が慣れ親しんだ居心地の良い集落・町並みを残すことが共通の目的となって、地区の未来が話し合われ、異なる考え方や価値観を擦り合わせながら新たな発想を獲得し、さらに暮らしやすい環境の創出につなげていく。このような好循環を、地区住民や行政、有識者、まちづくり団体等が協力して作り上げていくことが、歴史と文化を活かしたまちづくりの一つの姿であり、伝建制度はその中核を成す集落・町並みの特性を明らかにし、その守り方に合意を形成するための役割を果たしている。

文化財として評価できること、合意形成が築けることの両方の要件を満たすこともあるが、伝建地区制度は、広域への適用が難しい場合もあり、例えば旧城下町のうち武家町や町入町、茶屋町等、歴史的なまとまりを保つ一部を保存地区としている事例も見られる。倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区（鳥取県）や京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区（京都府）のように、保護の進展に伴って保存地区を拡大する所もあれば、萩市堀内地区・平安古地区・浜崎・佐々並市（山口県）、高山市三町・下二之

町大新町（岐阜県）、金沢市東山ひがし・卯辰山麓・主計町・寺町台（石川県）のように、性格の異なる伝建地区を複数有する市町村もある。

また、景観法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）を活用して、伝建地区と周囲の市街地景観との調和や、周囲の歴史的風致との一体的な向上を図る市町村が増えつつある。集落や町並みの衛生や安全の向上、良好な景観の整備や賑わいの創出、観光の振興等は、保存地区に限って対策をとるのでは十全な効果が期待できない場合が多く、このような観点からも景観法や歴史まちづくり法を伝建制度と一体的に活用することの効果が期待されている。

3. 鞆の浦の歴史的風致の特性と福山市鞆町伝統的建造物群保存地区

3-1 本章における「鞆町」、「鞆」、「鞆の浦」

福山市鞆町は、1889（明治22）年の町村制施行で近世福山藩の鞆町と後地村によって成立した沼隈郡鞆町を引き継ぎ、1942（昭和17）年には田尻村及び走島村と合併して町域を拡大し、1956（昭和31）年に福山市に編入されて今日に至る。近世鞆町、沼隈郡鞆町、福山市鞆町への移り変わりを経て、現在の鞆町は沼隈半島東岸を占める南北に長い区域と、これに面した島嶼群から成り、鞆町鞆と鞆町後地に区分されている。うち鞆町鞆が、7町（江之浦町、西町、関町、道越町、石井町、鍛冶町、原町）から成る近世鞆町を概ね引き継ぐ。

鞆町鞆と合わせて本調査の対象としたのは、その西方にあたる鞆町後地の一部（古城跡、大明神、草谷、田中、浅之谷）で、山麓に沿った寺社所在地区やその門前に形成された町、鞆城跡等を含む。いわゆる「港町鞆」の歴史的風致の中核を成していると考えられる範囲である。

上述のように、「鞆町」は時代と共にその区域を変え、「鞆」は現在の大字ではあるが、どちらも「鞆の浦」や「鞆の津」等と同様に、島嶼や海面を含む景勝に恵まれた港町全体の総称として用いられている。しかしながら、本章では、歴史的風致の特性を総括するにあたり、便宜的に下記のように書きわけることとする。

- 鞆町：近世の鞆町の範囲とする。1889（明治22）年の町村制施行から1956（昭和31）年の福山市編入までの行政町は「沼隈郡鞆町」、福山市編入後は「福山市鞆町」として区分する。
- 鞆：上述の「鞆町」及び安国寺から医王寺までの寺社の連なる地区並びに両者の間に所在する鞆城跡や町場等から成る一帯とする。
- 鞆の浦：上述の「鞆」及びその西方の山並み、鞆港や東部海岸が面する海面や島嶼等を含む一帯とする。

また、小字は、本報告書冒頭の【参考】に示すものを用いた。ただし、古城跡については「鞆城跡」と「大可島城跡」と区分して記す。文中に記す文献は、特別な記述がない限り、中世以前については『鞆の浦の歴史』（1999）、近世のものについては『福山市史 近世資料編Ⅱ』（福山市、2012年）に所収されているものである。

3-2 鞆の地形

鞆は、福山市中心部の南方約15km、瀬戸内海に突き出た沼隈半島の東南部に位置する。西部には南北に急峻な山が連なり、東部は海岸線を成し、その間の平地に形成された市街地は北に向かって窄み、南は鞆港に面している。

鞆港は湾を成し、南東に向かって開く湾口は、陸続きである東部の大可島と西部の明神岬によって形成されている。付近の海域には仙酔島、弁天島、玉津島等の大小の島々が散在し、これらが海蝕崖を成す海岸線や港町の風景等と共に生み出す景勝は、名勝「鞆公園」や瀬戸内海国立公園として保護されて

いる。

鞆の浦は、瀬戸内海のほぼ中央に位置する。この辺りには、沼隈半島から四国の三崎半島（香川県）に向かって海底山稜が形成されている。そのため、瀬戸内海西端の関門海峡と豊予海峡、東端の紀淡海峡と鳴門海峡から入り込む潮が、満潮時には鞆の浦沖でぶつかって流れを止め、干潮時には東西に引いていく。この潮の流れに加え、周辺の島々が風除けや波除けの役割を果たしたことにより、鞆の浦は潮待ち、風待ちに適した湊として古代より重要な位置づけを占めていた。

3－3 鞆の歴史

【古代】

鞆は、国内では最も古い歴史を持つ港町の一つと言われている。『日本書紀』には神功皇后が西国に向かう際、当地に立ち寄って渡守の神（現在は沼名前神社の摂社）に弓の武具「高鞆」を奉納したと記される。

「鞆の浦」の文献上の初見は『万葉集』で、大伴旅人が天平2（730）年12月に詠んだ歌に現れる。また、むろの木を鞆の浦の歌枕に、遣新羅使が天平8（736）年に詠んだ歌は、朝鮮や中国を往来する船も鞆に寄港していたことを伝える。

古代、備後国の国府は福山市北西部と隣接する府中市に置かれ、鞆は、その外港としての役割を果たしていたと考えられている。さらには、武家の台頭と共に平家との結びつきを強め、水軍の拠点としての重要性も高めていった。安芸守となって瀬戸内海の制海権を手にした平家は、西国に勢力を拡大し、厳島神社を守護神として社殿を造営しているが、『山槐記』には厳島神社参詣途上で平清盛が鞆に停泊したことが記される。また、『平家物語』や『源平盛衰記』は、治承4（1180）年に平家方の額入道西寂が鞆の浦から兵船数千艘を率いて伊予高縄城を攻略したことを伝えている。この頃すでに、鞆には遊女がいたとされる。

『源平盛衰記』には、文治元（1185）年の屋島の戦いで平家方の備後國住人鞆六郎が活躍しながらも打ち取られた様子が記されている。これが史実かは不明だが、当時の鞆の領有が明らかではない中で、この頃に平家方の領主の存在があったことを窺わせる。

伝承まで含めれば、鞆には創建の由緒を平安時代に遡る寺院が4か寺現存する。大同年間（806～810）と伝わる静観寺（天台宗を後に臨済宗に改める）、天長3（826）年と伝わる医王寺（真言宗）、安置する諸仏の年代から平安時代に遡ると考えられている福禪寺（真言宗）、平重盛創建と伝わる小松寺である。うち、創建時に觀音堂と称していた福禪寺は、民衆に念佛を広めた空也の開山と伝わり、すでに多くの市井の人がいた可能性を窺わせる。

瀬戸内海は、古代より官物の輸送や、都と大宰府の往来、東アジアとの貿易や文化交流等のための重要な道であった。鞆も、地の利を得て、潮待ちの港や海駅、商業港、水軍の拠点等としての重要性を増し、それなりの人の集住があったと考えられている。

【中世】

備後平野を貫流する芦田川の河口には、平安時代の終わり頃から中世を通じて草戸千軒町という港町が存在し、近隣地域の物資集散地や日宋貿易や日明貿易の中継地として、また、草戸稻荷神社や明王院の門前町等として栄えていた。中世、鞆は、この外港としての役割も果たした。

天福元（1233）年に作成された「石清水八幡宮寺所司等申状案」は、鞆に地頭代が置かれていたことを示す。この頃には宗教活動も盛んであったようで、鞆の浦に浮かぶ百貫島（通称：弁天島）には広島県に現存する最古の石塔婆とされる文永8（1271）年の九層石塔婆が残る。また、文永10（1273）年には、

安国寺（臨済宗）の前身である金宝寺が法燈国師心地覺心によって建立された。本尊である木造の阿弥陀三尊像は、文永11（1274）年造立て、胎内に納められている勧進帳は、大旦那の平頬影一族だけではなく、鞆を訪れる様々な階層の人から喜捨があつたことを伝えている。

心地覺心は熊野三山と深い関わりを持つが、熊野那智大社には、中世に鞆の浦一円が那智山御師の檀所であったことを示唆する古文書が残り、鞆で熊野信仰が盛んであったことを伝える。

鎌倉時代中後期に後深草院二条が記したとされる『とはずがたり』は、乾元元（1302）年の鞆に関し、大可島という離れた小島に元遊女達が庵を並べ、隠遁生活を送っていることを書き綴っている。また、嘉元4（1307）年の牛頭天王社（現沼名前神社）神輿造営棟札が残るなど、多くの遊女がいる活気ある港町として発展する一方、軍事上も重要であったことから、鞆や鞆の浦沖は鎌倉時代末期から南北朝の動乱の中で戦場ともなり、小松寺や静觀寺等の寺院、人家が焼失したとされる。大可島は港を守る上で重要な位置づけにあり、南朝方と北朝方の争奪の的とされた。大可島城の築城年代は不明であるが、康永元（1342）年には南朝勢に占領されている。また、貞和5（1349）年には、足利尊氏によって中国探題に任じられた足利直冬が大可島城に入ったとされる。

南北対立の争乱が静まると、瀬戸内一帯の豪族達の目は大陸貿易に向けられた。『金剛峰寺文書』における「備後大田庄年貢引付」は、永享11（1439）年から嘉吉4（1444）年に鞆太郎衛門、太郎次郎、太郎三郎がそれぞれ尾道の土堂船籍の船を所持していたことを伝える。『兵庫北関入船納帳』（東京大学所蔵）は、兵庫北関の文安2（1445）年1月から翌年1月までの入船及び関税徵収を記録したもので、この中に鞆船籍の船の17回の入港が見られる。船主には石井太郎次郎、枝舟九郎三郎等9名の名が見られ、一艘を除いて大夫三郎が間丸となっており、船持ちと間丸の存在を伝えている。積荷は米、豆、大麦、小麦、塩鰯、小鰯、赤鰯、筵であった。

応仁2（1468）年の遭明船の記録である『戊子入明記』（天童寺妙智院所蔵）には、渡明が可能な大型の備後國領船として鞆船籍の宮丸の名を見ることができ、鞆にそれだけの造船技術が備わっていたことを伝える。

この頃、鞆には刀鍛冶が存在し、備州鞆住の銘を刻む刀剣の遺品や、古刀銘尽などの銘鑑類に鞆鍛冶の名が見られる。

京都で応仁の乱（1467～1477）が起り、下剋上の世となって戦国時代に入ると、鞆は、中国及び四国を制覇する要として再び戦局に巻き込まれていった。室町幕府最後の将軍である足利義昭は、元亀4（1573）年に織田信長によって京都から追放され、天正4（1576）年に鞆に御座所を設けて幕府再興を図り、天正16（1588）年に關白豊臣秀吉に忠誠を誓うに至っている。あたかも鞆に幕府が成立していたかのようなこの状況は、「鞆幕府」とも呼ばれている。

なお、室町幕府を興した足利尊氏は、建武3（1336）年に小松寺で光嚴天皇の院宣を得て、新田義貞と楠木正成の軍を破って京都を制圧し、暦応元（1338）年に征夷大將軍に任じられている。このことから、江戸時代後期の歴史家・頬山陽は、足利は鞆で興り鞆で滅びたと表現した。

鞆には、暦応2（1339）年に足利尊氏が金宝寺を改めて創建したとされる安国寺の他、由緒を中世に遡る寺院として善行寺（浄土真宗）、本願寺（時宗）、法宣寺（日蓮宗）、南禪坊（浄土真宗）、阿弥陀寺（浄土真宗）等が遺存する。

【近世】

慶長5（1600）年、毛利輝元が周防・長門に封じられ、安芸・備後は福島正則が領することとなった。正則は、備南の守りを固めるため、広島城の枝城として、港を見渡せる小丘に鞆城の築城を開始した。慶長12（1607）年に鞆に寄港した朝鮮通信使の副使・慶暹は、「海槎錄」4月2日の条に、「山に倚りて

海を襟にし、閨閣櫛比す。観光の男女、水辺に填溢す。新たに石城を岸上に築きて、將に防備の所と為さんとするも、時に未だ完うせず」と、築城の様子を記している。『福山志料』は、山の寺社を移し、地を均し、石畳を敷き、三重の天守を建てたが、大手櫓等の建設半ばで一国一城令が出て、天守は取り壊されたとする。なお、現在は古城跡、鞆城跡等と呼ばれるこの小丘には、慶長期の築城とは別に、室町頃と推定される城郭石垣の存在が認められる。一説には天文13（1544）年に鞆の浦内の土地を得た因島村上氏が築いたものとも、毛利元就・隆元父子が渡邊出雲守に普請と在番を命じた「鞆要害」ともされるが、明らかではない。

元和5（1619）年に福島正則が改易となり、水野勝成が入封して福山藩が成立すると、勝成は福山に福山城を築き、鞆には長子・勝俊をしばらくの間とどめた。また、鞆町奉行を任命し、重臣を配し、鉄砲足軽組を預け、さらに武士7～8人を鞆在番として置いた。

元禄11（1698）年に水野家が改易となると、福山藩は一時天領となり、元禄13（1700）年に松平忠雅を領主に迎える。しかし、忠雅は宝永7（1710）年に桑名藩に転封となり、阿部正邦が新たな領主となつた後は、廃藩置県まで約160年に渡って阿部氏の支配が続いた。この間も、鞆には町奉行が置かれたが、時代が降るにつれて軍事目的よりはむしろ、抜け荷の取締り等に重点が置かれたとされる。

鞆は、慶長6（1601）年の検地までには鞆町と後地村に区分され、寛文11（1671）年の「鞆築出屋敷坪地詰帳」までには鞆町が原町、鍛冶町、石井町、関町、西町、道越町、江之浦町の7町に分けられていることがわかる。各町には宿老1名、月行事1名、町代1名がおり、宝永8（1711）年には、宿老7名、船宿老2名、月行事7名、町代7名が町会所に毎日詰める規則が申し渡されている。

鞆の人口が文献で確認できるのは貞享元（1684）年からで、この年には鞆町だけで人口5818人、戸数658戸（家持457、借家201）、元禄10（1697）年には鞆町と後地を合わせて人口7756人、戸数701戸（家持442、借家215、他44）であった。元禄13（1700）年に行われた検地では、無屋敷地や主なし地がなく、すでに建物が密集する繁栄した町であったことを示唆する。様々な記録を7町それぞれについて見ると、概して次のような特徴が見られる。

- 原町：『福山地誌』には漁師に占められた町とされる。元禄13（1700）年には間口2間程の敷地が多く並び、極端に大規模又は小規模な敷地が少なく、小高持が集まる町であったことがわかる。借家がほとんど見られないことも特徴で、村から町として分離し、農漁業に従事する家があったことが借家層への分化が進んでいない一因と推察されている。
- 鍛冶町：鞆では近世に船具鍛冶が発達し、鍛冶町は鍛冶職の集住地であったとされる。尾張商人・菱屋平七が文化3（1806）年に記した『筑紫紀行』には、「鍛冶屋町といふハ一丁のうち鍛冶のみ居れり」とされ、また、伊予国吉田藩の町医者・岡太仲が江戸時代後期に記した『岡太仲旅中手控』（吉田郷土史料研究会編、佐川印刷、1982年）には、祇園社への参詣途中に60軒の鍛冶屋があったことを伝える記述が残る。元禄13（1700）年には家数61のうち35が借家とされるが、元禄8（1695）年には鍛冶旦那衆から手子46人が借金をしている資料が残り、こうした鍛冶屋の雇人が借家住まいをしていたものと推測されている。
- 石井町・関町・西町・道越町：この4町には仲仕（中使）が存在し、町毎に仲仕惣仲間が結成されていた。元禄13（1700）年には、①石井町から関町に南下する道、②鞆城跡と福禪寺高台の間の鞍部を超えて関町東部の浜と西町の鞆港とを結ぶ峠状の道、③②から西に分岐して西町を東西に通り抜けて江之浦町に至る道、④大可島の西側山裾から②に接続する道、の4本の通りに沿って、上屋敷、上々屋敷とされる規模の大きな敷地が多く並んでおり、比較的早い時期から海運業を中心に栄えた地区と推定される。

関町及び西町に関しては、『阿部家文書』に含まれる寛政2（1790）年の「鞆津申渡并書上類」に、

「関町西町ハ一向漁方無御座」と記され、商業に特化していたことを裏付ける。

関町には魚の棚（魚の店）と呼ばれる小路があり、前述『筑紫紀行』にも「魚の店といふ町もあり。すべて此浦にハ鮮魚ことに多くして、西東の端に漁者のミすめり」と記されている。この通りには鮮魚を扱う店舗が建ち並んでいたと伝えられる。

道越町の一画には有磯町と呼ばれる遊郭があった。延宝2（1674）年の略図には遊女屋7軒や揚屋7件の他、門3所と番所が描かれ、隔離された空間であったことが窺える。

- 江浦町：原町と同様、元禄13（1700）年には間口2間程度の敷地が集まるが、港に面しては商人が持つ大規模な敷地も混じる。屋号を記さないもの、屋号に大工、船頭、かぢ、医者等の職業を充てるものが多く、西町に隣接し、港に面することからみて、商人や職人、船乗り労働者、港湾労働者、漁師等が混在する町であったと考えられている。

鞆には外国船も停泊し、朝鮮通信使、平戸のイギリス商館長リチャード・コックスやオランダ商館のエンゲルベント・ケンペル、ドイツの医師及び博物学者のフィリップ・シーボルト等の紀行文や日記が残る。朝鮮通信使の宿割、検地帳、社寺に残る寄進燈籠の刻銘等からは、各時代の有力商人を窺うことができるが、中でも隆盛を極めたのが西町の中村家（保命酒屋吉兵衛）と関町の上杉家（大阪屋平左衛門・宗三郎）で、上杉家は酢醸造業を、中村家は保命酒醸造業を、どちらも万治2（1659）年に当地で営み始めたとされる。前者は天保9（1838）年に、後者はそれより早い貞享2（1685）年に、藩の御用を命じられている。江戸後期には、両家共に惣長宿老取締掛を任命され、港湾施設の修理や整備に関して奉行者宛てに直接願書の提出が許されるなど、鞆町の繁栄を牽引する役どころにあった。

鞆で取り引きされた主な商品は米穀類と干鰯で、藩の特産品であった畳表、織綿、鉄製品も売買された。また、通りには備前焼、保命酒、畳表、七島筵、綿類、船具類を販売する店舗が並び、賑やかであったことが、前述『筑紫紀行』や、シーボルトによる文政9（1826）年の「江戸参府日記」等から窺える。

鞆の有力商人は、入港した船の積荷の売買斡旋一式を世話する船宿経営を行い、陸揚げされた荷物を保管するための倉庫を港に面して置き、次第に得意先が固定化されて問屋株となっていました。時代が降るにつれ、問屋株が少数の問屋に集積するようになると同時に、近隣の港との競争の中で独占権を保つことの困難性も増し、経済を支える一つの鍵となったのが港湾施設の改修であった。こうして寛政3（1791）年の波止建設以降、港湾整備が度々行われ、明治初頭までには船番所、波止、常夜燈、焚場、雁木等から成る現在の鞆港の景観が形成されていった。

【近代以降】

江戸時代後期以降、備後地方の港湾拠点としての位置づけは尾道に移っていったが、鞆は福山藩最大の港としての地位を保ち、1889（明治22）年の町村制施行においては福山県沼隈郡鞆町となって、郡役所が置かれた。1891（明治24）年の山陽鉄道の開通や、1914（大正3）年の鞆軽便鉄道の全線開通、1918（大正7）年に開始された福山・鞆間のバス営業など陸路の発達により、海運に頼った産業は衰退を余儀なくされたが、主として伝統的な鍛冶業を基盤とする鉄鋼業の発展や、鞆名産の酢や菓酒である保命酒等の醸造、漁網や漁具の製造が町の経済を支えた。

大正14（1925）年には皇后島、百貫島、仙酔島の三島を包括する区域が「鞆公園」として名勝に指定され、1934（昭和9）年には瀬戸内海一帯が瀬戸内国立公園に指定され、観光業も町の重要な産業となっていました。

1956（昭和31）年に福山市と合併して福山市鞆町となり、1960（昭和35）年には市街地北部の海岸を埋め立てて鉄鋼団地が造られるが、地理的な不便さもあって往時の活況を盛り返すには至っていない。現在は、福山市南部の拠点の一つとして、豊かな自然や歴史、文化を活かしたまちづくりが発展の方針

に置かれている。

3－4 鞆の汀線の変化と町場の形成

上記の歴史の中で、鞆の汀線や町場の位置及び面積は、時代と共に変わってきたと考えられている。「元禄絵図」より以前は、文献や寺社の由緒、伝承、地名等からの推測によるが、発掘調査や地割の調査研究の進展により、少しずつ裏付けが進みつつある（第1章）。

総じて、古代から中世の鞆の姿については、概ね次のように推察できる。

- もともとは、浅之谷や草谷、医王寺谷といった西部の山々の小規模な谷間に形成された扇状地が帶状に分布し、ここから東に向かって堆積地で陸繫ぎとなった島状突出部が突き出す地形であった。島状突出部とは古城跡と福禪寺の高台及びこれを繋ぐ鞍部であり、この南北にそれぞれ湾があったと考えられる。大可島は独立した島であった。
- 島状突出部の北側と南側にそれぞれ湾が形成されていた。北側の湾は、小鳥神社の微高地が北部海岸を成し、もともとは、北側の湾が風待ちの港としての重要性を帯びていた可能性がある。その最奥にある沼名前神社の門前や鞆城跡北麓及び西麓、福禪寺高台の北側などに居住地が分散して存在していたことが推測される。
- 中世又はそれ以前の創建と伝えらえる寺社（例えば安国寺、医王寺、福禪寺、沼名前神社等）が多く、それらは西部山麓裾に沿うように南北に帶状に分布するか、鞆城跡や福禪寺高台、大可島の頂部や丘陵斜面、丘陵裾に分布していた。
- 北側の湾は、海面高の変化、土砂の堆積等もあって、埋め立てによる宅地化が進み、鎌倉時代には沼名前神社や安国寺の門前に居住地が形成されていた。また、江之浦町には鍛冶職人が集住し、大可島には隠居した遊女達が庵を並べて住んでいた。
- 発掘調査によれば、南北朝期頃から鞆城跡の南麓に、江之浦町から東に向かって集落が伸び、江之浦町、西町、関町、石井町の原型を成す街区と町並みが形成されたと考えられる。室町時代後期には北側の湾はほぼ埋め立てられ、これ以後は、関町の東岸の小湾と、現在の鞆港が主要な港になったと考えられる。また、西町には他の中世港湾都市のように埠頭が形成されていた可能性がある。
- 慶長期、福島正則の時代には、城下町としての整備が施され、この時に幾つかの社寺が西側山麓部に移され、大可島が陸繫島となった。水野勝成が福山藩の領主となり、福山城を居城とした後は、鞆城跡の北側に奉行所が置かれ、武家地が整備、あるいは一部が町人地に転じ、大可島には船番所が設けられる等の変化があり、元禄絵図に描かれる鞆の都市構造は、概ねこの頃までには形成された。
- 海岸線の位置は、その後も埋立てや突出しによって変わり、町場の拡大と港湾施設の整備が行なわれていった。東側海岸は埋め立てにより町場が少しずつ広がり、江之浦町、西町、道越町が面する鞆港では、寛政3（1791）年に大可島下から50間、淀姫神社下から20間の波止が造られ、文化8（1811）年にはその改修と延長がなされると共に大雁木が建設され、安政6（1859）年には常夜燈が建立された。雁木が護岸を兼ねて長く連なる現在の景観は、明治初頭に成されたものである。このような石造の港湾施設は、小規模な改修が繰り返されながら、現在に至っている。

3－5 鞆の浦の歴史的風致の特質

鞆の浦は、万葉集に歌われるよう、緑が茂る島々が成す景勝を一つの特徴とする。また、朝鮮通信使やケンペル、シーボルト等が書き記すように、島嶼が成す景観と港の風景との一体性に特質が見出せる。海から見た港の風景は、背景を成す西部の山々を含むものであるが、近世に描かれた絵画や近代以

降の写真等は、医王寺境内やさらにその高台から港町を通して見る仙酔島という山側から見た風景を好んで描いている。このように、島嶼、海面、港、市街地、市街地後背の山々が一体となった風景が保たれていることが、鞆の浦の歴史的風致の第1の特質である。また、この風景を、山腹、鞆城跡や福禪寺高台、大可島といった市街地内の高所、港、海、対岸の島等、様々な視点から楽しめる場所が各所にあることも、鞆の浦が時代を超えて内外の人々に親しまれてきた要因と考えられる。

鞆の市街地には、①時代に応じて信仰上、軍事上、統治上等の特別な用途を成した高台（鞆城跡、福禪寺、大可島）、②西側山麓に並ぶ寺社群とその門前の町、③港町の中核を成した西町・道越町・関町・石井町、④道越町の一部に公認の遊郭として区画された有磯町、⑤前述③の周縁部を成した江之浦町・鍛冶町・原町、といった中世から近世にかけて形成されてきた都市の構成が良く残っている。これが、鞆の浦の歴史的風致の第2の特質である。

それぞれの町の景観の特徴を築く一要素が街区や敷地の形状である。鞆の市街地は、西側山麓部から東に向かって拡大してきたと考えられており、実測をすると西側の街区と比べ、東側の街区の規模が大きいという特徴を見ることができる。海岸に沿った道路と谷筋から海岸に向かう道路が屈曲や湾曲、食い違いを所々に見せながら複雑な街路構成を見せるのも、宅地の段階的な造成と地形への適応によるものと推察される。地形上の特徴を踏まえ、時代を経る中で町場を増やし、古代から近世初期に渡って形成されてきた町割りを、鞆の市街地は良好に踏襲している。これが、鞆の浦の歴史的風致の第3の特質である。

それぞれの街区の敷地割については、一部に分筆や合筆が見られるものの、近世後期を引き継ぐと考えられる1883（明治16）年の地籍図の状況を全体として良く留めている。町家の場合には全体として二間前後が多い一方で、一間の基準寸法が場所によって異なり、一時期に統一された測地尺をもって町建てが行われたのとは違う様相を示す。この差異が、地下遺構と共に、中世からの鞆の町場形成の変遷を読み解く重要な手掛かりになっていると考えられる。地表上にも地下にも中世の町を引き継ぐ要素が残っていることが、鞆の浦の歴史的風致の第4の特質である。

そして、地表上に残される歴史的な資源の中では、船番所、波止、雁木、常夜燈、焚場という明治初頭までに整えられた港湾施設が揃って良好な状態で残っている。これは全国的に見ても稀有と言われており、鞆の浦の歴史的風致の第5の特質である。

このような特質の上に、江戸前期からの数多くの歴史的な建造物が関連する工作物と共に良く残り、鉄鋼業や醸造業、漁業等の生業を引き継ぎ、人々が生活や信仰に伴う慣習や祭礼を楽しみながら今日に至っているのが、万葉の頃からの港町と呼ばれる鞆の浦なのである。

3-6 鞆の浦における福山市鞆町伝統的建造物群保存地区の位置づけ

2007～2008（平成9～10）年に実施した建築調査（以下、「2007～08年建築調査」という）では、鞆の市街地に残る町家及びその附属屋のうち、外観調査から昭和戦前までの伝統的な形式を保っていると判断されるものが約470棟確認された。このうち80棟程が、江戸時代に遡るであろうと推定され、その所在は鞆城跡の南麓から東麓に集中していた。

具体的には、かつてあった関町東岸の港（当地では東浜と呼ぶ）と鞆港（便宜上西浜と呼ぶ）を結ぶ道、そして、この道から西に分岐して西町から江之浦町へと至る道に沿って集中している。この2本は、室町時代後期頃から廻船による商業地として栄え、有力商人が多く船宿を構えると共に、大小の店舗が軒を並べた通りである。地区で言えば、西町の全域及びこれと接する江之浦町と道越町、並びに関町及び石井町の一部となる。

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区は、このように、鞆町の中でも古い形式を保っている伝統的な建

造物が密度高く集積し、石造物や港湾施設等と共に、鞆町の港町としての繁栄ぶりを最も良く伝える8.6haを区画したものである。

3－7 保存地区の構成

【保存地区の構成】

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という）は、鞆城跡北麓以南の範囲で、元禄絵図及び文化絵図に描かれる海岸線で南及び東を区切り、寺社が集まる街区との境界を成す道で西を区切る。南東は拡幅された県道を境界とする。

東浜と西浜（鞆港）を結ぶ通り（以下、便宜上「東西浜通り」という）と、鞆城跡と鞆港の間に東西に敷かれる通り（以下、便宜上「西町通り」という）の2本を骨格とし、西町通りに沿って西から東に江之浦町、西町が並ぶ。西町は東西浜通りの南西部でこの道を介して道越町と向かい合い、中央部で関町と接する。さらに、東西浜通りの北東部で関町と石井町が接する。

【東西浜通り】

保存地区の北端中央部には鞆城跡が位置し、現在は福山市鞆の浦歴史民俗資料館が建つ。その南麓には稻荷社、西麓には地蔵院が置かれる。保存地区の東南端は福禪寺境内が置かれる高台となる。これは、朝鮮通信使遺跡鞆福禪寺境内として国史跡に指定されている。東西浜通りは、鞆城跡と福禪寺高台の間の鞍部を越えるゆるやかな峠道となっており、荷車の難所であったことから、大正時代に頂部の路面が1メートルほど切り下げられた。そのため、建物前面に石段を取り付ける主屋が並ぶ。

福禪寺高台の西麓には貴船神社、東麓には淨泉寺が祀られ、淨泉寺の北側にはかつて大阪屋の専用船着場があった。大阪屋は江戸後半期の鞆の豪商で、この船着場の北側に大規模な敷地を有しており、現在は、その名残を伝える対仙酔楼が残る。貴船神社はもともと時宗本願寺の鎮守であったが、慶長年間の町割りで本願寺が西部山麓部に境内を移した後も、この地に祀られ続けた。また、かつてこの辺りには渡守神社や疫隈神社（両社とも現在は沼名前神社）があり、現在でも社家の名残を伝える家屋が1件残される。

石井町は1913（大正2）年に鞆軽便鉄道の起点、1936（昭和11）年にはバスの起点となった。また、現代は関町に福山市役所鞆支所が置かれ、東岸埋立地に大規模な宿泊施設が建つこともあり、東西浜通りは近代以降も来訪者で賑わう通りとなっている。この通りは、いつの時代でも鞆町における重要な位置を占めてきたと言える。

【西町通り】

西町通りは、西町から江之浦町へと続く平坦な道であり、次項に述べる鞆の伝統的な建造物の特徴を最も良く表している通りとなる。この通りからは鞆城跡に上る道が南に向かって伸びる。また、鞆港に向かって幾本かの小路が南に向かって伸び、鞆の名産品・保命酒の製造を行っていた中村家の本邸である重要文化財（建造物）太田家住宅や、別邸である重要文化財（建造物）太田家住宅朝宗亭が面し、特徴ある景観を見せる。

【鞆港周辺】

鞆港に面しているのは江之浦町、西町、道越町であるが、保存地区に含まれるのは、文化絵図に見る西町の築出しから東側、県道までであり、常夜燈、雁木、船繫石、浜蔵が備わる。

元禄絵図や文化絵図には、この範囲に石垣護岸が築かれ、宅地が海に面して造成されている様子を見ることができる。江戸時代後期と考えられる「鞆浦図并対潮樓石摺」は、この宅地に浜蔵が建ち並ぶ様子を伝える。天保9（1838）年の「備後国鞆湊四方之図」（全国名勝絵巻）には、海岸線に沿って道が敷かれている様子や、文化8（1811）年に建設された大雁木を見ることができる。また、上記のいづれ

の資料にも福山藩の迎賓施設である御茶屋の存在が見て取れる。大雁木を持つ突出しには、西町の寄進により安政6（1859）年に常夜燈が建てられた。現在のように護岸全体にわたって雁木が廻るようになるのは明治に入ってからで、以後、今日まで小改修をくり返しながら維持してきた。

常夜灯の北には、重要文化財（建造物）太田家住宅朝宗亭がその屋敷地を港に突き出して建つ。この西側には通りを挟んで本邸であった重要文化財（建造物）太田家住宅が建つ。鞆港に面しては、また、胡社と住吉神社が祀られている。

3-8 保存地区における伝統的建造物の特性

【2007-08年建築調査】

鞆の伝統的な建造物の特性については、『鞆の町並み』（1976）、『鞆歴史的記念地区の再開発（福山市鞆町並調査報告書）』（広島大学工学部建築意匠学研究室編集、福山市教育委員会、1980年3月）、『稻垣研報告書』（1985）でも調査研究報告が記されているところであるが、2007-08年建築調査では保存地区の伝統的な建造物109棟について建築調査を行った。その建築年代は、35棟が江戸時代、36棟が明治時代、37棟が大正時代から昭和戦前期と推定される。

【敷地における建築配置】

敷地は短冊状の矩形が基本であるが、地形に応じて不整形となるものも混じる。敷地間口は二間が最も多く、全体の5割以上が二間半以下、7割以上が三間以下であり、間口が狭い敷地が集まっていることに特徴の一つが見られる。

敷地における建築配置は、主屋を敷地間口一杯に建て、主屋の後ろに中庭を挟んで台所と風呂・便所を設け、台所のさらに奥に離れを設けるものが多い。台所は土間側に設けられる。主屋、台所、座敷を接続させるものが多く見られるが、座敷を別棟として建てる場合もある。土蔵を持つ家もあるが、それほど多くはない。

【主屋一構造形式】

主屋は切妻造、本瓦葺、2階建、平入、真壁造を基本とするが、角地に建つ場合には入母屋とすることもある。主屋正面には半間の下屋を出す。この下屋部分を当地では「尾垂れ」と呼んでいる。

全国的に見て、町家が並ぶ町並みでは、時代が降るにつれて2階の高さが高くなり、隣家と蟻羽が重なる場合には、新しいものが蟻羽を上に出す傾向にあるが、当地では、隣家と壁が接するほど敷地間口いっぱいに主屋を建てるため、新改築にあたっては隣家の蟻羽を超えない習慣がある。やむなく隣家よりも高くする時には、隣家の蟻羽を解体して壁を立ち上げ、その上方に自家の蟻羽を出す。そのため、建築高さが不揃いな町並みとなるが、一方で、尾垂れの庇については高さが揃えられ、隣家と一体的に作る例も見られる。屋根、尾垂の庇共に、本瓦葺きとし、尾垂を揃えつつ、凹凸のある屋根並みを形成している点に、町並みの大きな特徴がある。

これに関連し、明治後期から大正期を境に、主に2つの点でこの傾向に変化が見られる。一つは桟瓦葺の普及である。もう一つは、尾垂れとはせず、2階の正面外壁を半間出して1階外壁と揃える町家が現れることであり、理由の一つとして居住性の意識の向上が指摘されている。これらは、当地の建築年代を推定する上で重要な手がかりとなる。

【主屋一間取り】

間取りには、通り土間とするもの（以下、「通り土間形式」という）、前土間とするもの（以下、「前土間形式」という）、通り土間と前土間を合わせ持つもの（以下、「通り土間・前土間形式」という）の3つが見られる。

建物間口が狭いため、通り土間は半間から一間の幅のものが多い。通り土間に沿って並ぶ部屋数は、

3室が標準と考えられるが、敷地の奥行に応じて2室のものや4室のものも見られる。正面から2室目以後を土間側にやや張り出し、入り口部分の土間を広くとっているものもある。通り土間・前土間形式は、商人や鍛冶職の住宅だったものに多く見られ、前土間は店舗や作業場として用いられていたと考えられる。前土間形式は、奥行きが限られ、敷地面積が小さいものに現れる傾向がある。

通り土間形式と通り土間・前土間形式の間の変更事例は相互に見られること、また、通り土間形式又は通り土間・前土間形式から前土間形式への変更事例は見られるものの、その逆は見られないことから、前土間形式は他の二つよりも新しい形式と考えることができる。

経済力のある家では、裏地や隣地を買い取り、主屋の脇や奥へと部屋を増築していくと同時に、離れや土蔵等を敷地を囲いこむように配していくため、類型化には馴染まず、個々にその特徴を見る必要がある。

【主屋一二階の利用】

間口が小さいこともあって、鞆では早い時期から2階の床高を低くする、棟通りを正面寄りにずらす、窓を大きくとる等の工夫により、厨子2階としながらも居住性を向上させる努力が図られてきた痕跡が見られる。船宿には2階を大広間座敷として利用していたものもある。また、土間境を一本引きの板戸として戸袋に引き込む古式の構えを見せる主屋が遺存するが、当初から2階建と考えられ、居室利用の2階を藩が禁ずる以前の江戸前期にまで建築年代を遡る可能性がある。

【主屋一外観】

1階開口部は、出入口を大戸とし、ミセやミセノマを半蔀（この地域では蔀帳と呼ぶ）で開放とするものが古い形式であり、半蔀とする場合には、ネコ等の侵入を防ぐために下方に低い格子を設置する港町らしい習慣がある。明治後期から大正期にかけては、大戸に代わって引違戸が普及する、店舗から仕舞屋への変更に伴い出格子や平格子が普及する、2階に肘掛窓が使われるようになる等の変化が生じている。格子は古いものほど太く、長短を規則的に配置する親子格子とするが、格子の配列が多様である点も鞆の伝統的な建造物の特徴である。

総じて外観は質素であるが、近代以降は、大壁造やそれに伴う虫籠窓、海鼠壁などとするものも現れ、ペンガラで木部を塗装するものも見られるようになった。

【町家主屋以外の建造物】

道越町や西町の路地裏には江戸時代と推定される裏長屋が現存し、貴重である。裏長屋も本瓦葺をしている点に、当地の特徴が見られる。

近世絵図には、港に沿って浜蔵が並ぶ様子が描かれているが、現在は7棟の浜蔵が展示館や倉庫、住宅等として用いられながら残り、石積の基礎、海鼠壁、漆喰の白壁、本瓦葺の屋根、焼杉板や舟板貼りの壁等を見せるものもある。

また、明治期から昭和初期にかけての西洋風の外観を持つ建物や近代建築が残り、沼隈郡の中核都市としての鞆町の様相を伝えている。

建築物と並んで景観を構成する工作物については、港町特有の工作物として西町から道越町の港に沿って雁木・常夜燈・船繫石（当地では「もやい石」と呼ぶ）等が集積され、他にも石垣、石碑、燈籠等が数多く残っている（第3章）。石垣の積み方は、乱積、布積、谷積、打込接、切込接を用いた積み方など多様である。これらの工作物は歴史的景観形成の大きな要素となっている。

4. 保存地区の保存対策

4-1 保存の基本方針

【第1の基本方針】

前述3-5で述べたように、「鞆の浦」は、島嶼、海面、港、市街地、市街地後背の山々が一体的に保たれていることに歴史的風致の大きな特徴がある。このうち「鞆」の市街地には、①時代に応じて信仰上、軍事上、統治上等の特別な用途を成した高台（鞆城跡、福禪寺、大可島）、②西側山麓に並ぶ寺社群とその門前の町、③港町の中核を成した西町・道越町・関町・石井町、④道越町の一部に公認の遊郭として区画された有磯町、⑤前述③の周縁部を成した江之浦町・鍛冶町・原町、といった中世から近世にかけて形成してきた都市の構成が良く残っている。

保存地区は、中世から近世にかけて重要な役割を果たしたと考えられる2つの港（東浜、西浜）を繋ぎ、かつ、建築遺構の集積状況や文献等から廻船業の中核を成したと考えられる2つの通りと、これに付随する港湾施設を含む区域を、当面重点的に保護の処置をとるべき対象として都市計画に位置付けたものである。上記に照らして述べれば、③の一部に該当し、全体の中核ではあるものの、その一部に過ぎない。

保存地区の保存を図る中では、「鞆」ひいては「鞆の浦」全体の歴史的風致との関係性を常に考慮しつつ、保存修理等から得た知見を適切に集成し、関係する文化財の調査研究を進め、中長期的には保存地区の拡大や文化財指定の推進を通して歴史的風致の基盤の強化につなげていくことを第1の基本方針とする。

【第2の基本方針】

保存地区に関しては、2000（平成12）年に都市計画決定をしながらも、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく保存計画を作成することなく、補助要綱による暫定的な運用で、今日に至っている。その背景には、歴史的な環境を保全しつつ渋滞緩和を図る道路整備の手段として、埋立架橋を進めるべきかを見極める長い意思決定の時期があった。

1996（平成8）年3月に作成した「鞆地区まちづくりマスタープラン」では、まちづくりのテーマ、まちづくりの目標、まちづくりの方針を次のように置いている。

●まちづくりのテーマ

歴史を大切にする／伝統を受け継ぐ／鞆らしさを活かす／安心なくらし／便利なくらし／生き生きとした営み／外から人が集まる／若者が住める／仕事がある／誇りがもてる

●まちづくりの目標

- ・ 歴史文化と地域生活が調和・共生するまちづくり
- ・ 安全で快適な生活環境が整った住みよいまちづくり
- ・ 活力のある地域社会を築くことのできるまちづくり

●まちづくりの方針

土地利用／交通・道路網形成／歴史的文化遺産の保全・活用／地域防災／地域生活環境整備／産業振興・地域活性化

2011（平成23）年3月策定の「福山市景観計画」では、鞆の浦を含む南部地域について、「瀬戸内の豊かな自然や歴史・文化等の地域資源による活発な観光交流と住みやすさを実感できる地域づくり」をまちづくりの方針に掲げており、景観の骨格上重要な「市民の心に残るすばらしい眺め」を持つエリアの一つとして、鞆の町並みを掲げている。その実践においては、上述「鞆地区まちづくりマスタープラン」のまちづくりの方針を引き継ぐ必要があり、保存地区の保存対策においても考え方は同じである。

したがって、保存地区の保存対策を図る中では、土地利用、交通・道路網形成、歴史的文化遺産の保全・活用、地域防災、地域生活環境整備、産業振興・地域活性化等の課題を一体的に取り扱うことを第2の基本方針とする。

【第3の基本方針】

第1及び第2の基本方針の下に様々な事業や取り組みを進めることは、歴史的風致の保護を図る上で重要な特徴を見極め、保存地区の課題を具体的に整理し、その上で、解決方法に関係者間の合意を丁寧に形成するという作業手順を取ることを指す。伝建地区の制度はそのための枠組みを提供しており、保存計画と伝統的建造物群保存地区審議会（以下、「伝建審議会」という）は有用な手段である。一方で、これは、保存地区の範囲を超える広域的な調整には馴染まないという課題がある。

福山市では、2011（平成23）年3月に「福山市景観計画」を策定し、2016（平成28）年から2か年の予定で歴史文化基本構想を策定している。また、現在は、広島県（教育委員会を含む）が文化財調査を進めながら、鞆港の雁木の修理を実施し、かつ、起倒式の防潮堤の建設準備を行っている。

このような取り組みをまとめながら、全市域で文化財を核とした歴史的風致の向上を図るために設けられた制度が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法であり、福山市においても有効に活用できるものと考えられる。この法律の活用を積極的に検討しながら、鞆の浦全体としての歴史的風致の向上を図る仕組み、計画、体制等を構築し、適宜見直し、更新や充実を図ることを第3の基本方針とする。

4－2 保存地区の保存対策

【保存計画の内容】

保存地区の保存対策における喫緊の課題が、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定である。

保存計画では通例、①保存の基本方針として保存地区内で継承すべき歴史的風致及び伝統的建造物群の特性を記述し、②これに基づき伝統的建造物群を構成する伝統的建造物（建築物及び工作物から成る）及び環境物件（伝統的建造物群と一体を成して歴史的風致を形成する自然物や土地）を特定する基準を定め、また、③修理や修景を含む保存整備の方針を定める。保存地区の特徴とそれを具体化していくものを示しつつ、改修等の変化の時期を捉えながら保存地区全体の歴史的風致の回復と向上を図る考え方を示すことが、保存計画の役割の一つである。また、保存計画では、行政計画として、④保存地区の保存や整備に必要な助成措置や取り組み、⑤保存地区の保存や活用に必要な施設や設備の整備計画、についても定める。

以下、上記の①から⑤に則しながら、保存計画を策定する際の留意事項についてまとめる。

【保存の基本方針】

保存の基本方針については、本報告書を含め、すでに多くの調査研究報告書を発行しているので、これらに基づき過不足なくまとめ、誰にとってもわかりやすい記述を目指す必要がある。

文化財は個々の特性を踏まえた処置を基本とするため、許可基準や修理基準、修景基準は定性的な表現を含みがちとなる。その解釈がしやすくなるよう、保存修理事業で得た知見や、修景事業での検討等を踏まえて、適宜見直し、表現の充実を図る必要がある。

【伝統的建造物及び環境物件の特定】

福山市では、2000（平成12）年に保存計画を決定した際、これまでの調査研究を踏まえて保存地区内に所在する概ね昭和30年代までに建てられた町家主屋及び附属屋、寺社建築、港湾施設、石造物等のリストを作成している。当面は、このリストに基づき保存計画の策定と運用を行う。

鞆の浦に関しては、これまで近世以前の都市景観の復原に調査の重点が置かれ、近現代の歴史及び建築、都市等については今後の学術調査に委ねる部分が大きい。近世以前についても推定の範囲を一つ一つ解明して裏付けていく必要があり、焚場を含む港湾施設の変遷についてもさらなる調査が求められる。中長期的には、調査の進展を踏まえながら特定物件候補の見直しを図り、所有者の理解と同意を得て、リストの充実を図る必要がある。

また、鞆城跡や福禪寺高台、大可島城跡等の樹木の保全についても検討を進め、方針を定める必要がある。

【修理や修景等の保存整備の方針】

伝統的建造物の保存修理については、通例、どの伝統的建造物群保存地区でも以下のような考え方を基本に修理基準が定められている。

- 伝統的建造物の外観（これと密接な関連を有する内部を含む）の維持又は復旧を目的とし、伝統的様式にそぐわない改修が行われている場合は、痕跡や類例に基づく復原や整備を行う。
- 修理前に破損状況、技法、変遷について十分な調査と記録を行い、その内容を設計と工事仕様に的確に反映させる。
- 古材はなるべく再利用し、時間経過の痕跡を失わないように努める。

保存修理や修景の機会に建物の安全性の向上を図ることも重要であり、上記を基本としつつ、構造耐力を補うための処置や、防火性能の向上を図るための処置、建造物の良好な状態を保つための環境整備（例：防蟻対策、雨水排水のための排水溝整備）等を一体的に行うことができるよう、基準やその運用の充実を図る必要がある。

また、敷地間口及び建築規模の小さな伝統的建造物が多い状況を踏まえ、基準の運用にあたっては、例えば公道から見えない建物背面は規制や補助の対象とはせずに所有者の理解に委ねる等、生活環境の向上との両立を図る必要がある。

保存修理は伝統的建造物所有者の都合を配慮した事業期間とする必要があるが、理解を得て、発掘調査の推進を図る方法と仕組みを検討することも今後の課題である。

伝統的建造物以外の建築の修景は、修景基準に則して行われることになるが、伝統的建造物の特性に係る理解が十分ではない場合、杓子定規な基準の適用が思いもかけない不可思議なデザインを生み出す可能性がある。このような修理と修景の関係性に留意し、設計監理を担う人材の育成についても一体的に取り組む必要がある。

【助成措置等】

福山市では、1998（平成10）年6月1日に福山市鞆地区町並み保存整備推進事業基本要綱及び同補助金交付要綱を制定し、これに基づき補助事業を行ってきた経緯があるため、今後もこれを踏襲し、発展させながら助成措置を行う。

また、2015（平成27）年7月2日に福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例を定め、下記の規定の適用の除外及び制限の緩和が可能となっている。

- 大規模の建築物の主要構造部に係る制限の緩和

- 居室の採光に係る制限の緩和
- 敷地等と道路との関係における制限の緩和
- 道路内の建築制限の緩和
- 建蔽率の制限の緩和
- 建築物の各部分の高さに係る制限の緩和

今後は、固定資産税関係の税制優遇措置を検討する。また、保存地区住民、技術者や技能者、保存団体を始めとする保存地区の担い手の育成と支援を図り、その連携協力を促進するための普及啓発に努める必要がある。

【整備計画】

整備計画については、当面、下記のことについて重点を置いた取り組みを進める必要がある。

- 防災対策の推進（特に地震対策、火災対策、渋滞緩和と歩行者の安全確保）
- 保存地区の活用に必要な施設等の整備（管理施設、交流施設、公開施設、標識・説明版等）
- 保存のための体制整備（伝建審議会の審議体制の向上、保存会の設立とその支援団体との連携の促進、修理修景の相談窓口の設置、技術者・技能者のスキルアップ体制の構築等）
- 公共空間の整備（道路の美装化、景観障害物の除去又は修景の促進等）
- 歴史と文化を活かしたまちづくりの推進（歴史文化基本構想、景観法、歴史まちづくり法を活用した周辺地区との一体的整備の推進、文化財の指定・選定・登録の推進、発掘等調査の推進）

（以上）